

プロポーザル審査委員会設置要領（案）

（目的）

第1 夕張市地域公共交通協議会が実施する「夕張市生活交通ネットワーク計画策定調査事業」の業務委託に際して、企画提案者の提案内容や業務執行力等を審査し、最も適した企画提案書（提案者）を選定するため、審査委員会を設置する。

（業務）

第2 審査委員会は次の業務を行う。

- （1）企画提案者から提出された企画提案書の審査
- （2）採用する企画提案書（提案者）の選定

（組織）

第3 審査委員会は下記の構成とする。委員長は夕張市理事とする。

委員長	夕張市理事
委員	夕張鉄道株式会社取締役管理部長
委員	北海道旅客鉄道株式会社総合企画本部専任部長
委員	夕張市建設課長
委員	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官
委員	夕張商工会議所専務理事
委員	夕張老人クラブ連合会会長

（会議）

第4 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

（任期）

第5 委員の任期は、審査委員会設置要領の第1の目的を達成したときまでとする。

（庶務）

第6 審査委員会の庶務は、夕張市まちづくり企画室で処理する。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年5月28日から施行する。